

広報 たいし

TAISHI

No.900

✦ Taishi Town Public Relations

令和8年  
2026

7

## CONTENTS

|                        |       |
|------------------------|-------|
| 遊ぼう！学ぼう！夏休み！ .....     | 2～3   |
| 議会組織の決定 .....          | 4     |
| 涼み処の開放 .....           | 8     |
| 町職員の給与 .....           | 10～11 |
| 農業委員・農地利用最適化推進委員の募集 .. | 12    |

## 全校で刻む、魂のソーラン

（5月29日 太子西中学校体育大会）

太子町公式 SNS





涼しく快適に 無料で利用いただけます  
夏休み みんなの学習スペースをオープン

問い合わせ  
社会教育課 ☎ 277-1017

暑い夏の学びを応援するため、町内各所に設置する「夏休み みんなの学習スペース」をご紹介します。  
夏休みの宿題や受験勉強、資格試験など、暑さに負けず、学びを楽しみましょう。

- 対象者 どなたでも（議場自習室は中学生以上）
- 利用料 無料
- 利用方法 勉強・読書 など  
※他の利用者の迷惑になる行為（ゲーム・携帯電話での通話など）はご遠慮ください。  
※開設場所の利用の決まりをお守りください。  
※利用に関する詳細は、開設場所へお問い合わせください。



◀町ホームページ  
「夏休みみんなの学習スペース」  
をオープンします



◀ちやのき Cafe  
Instagram



◀神戸マツダ  
ホームページ  
「太子店」

|   | 開設場所                                                                                                                                  | 開設日程                                                                                                              | 席数            | 備考                                                            |
|---|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------------------------------------------------------|
| ① | 地域交流館<br>☎ 277-1017 【鵜 280-1】                                                                                                         | 毎日 9 時～ 21 時                                                                                                      | 31 席          | 1 階交流ラウンジ<br>Wi-Fi 有                                          |
| ② | 議場自習室（スタディホール）<br>☎ 277-5995 【鵜 280-1】                                                                                                | 7 月 22 日 ㊦～ 8 月 19 日 ㊦ 9 時～ 17 時<br>（土日祝日を除く）                                                                     | 35 席          | 役場議会棟 1 階議場<br>Wi-Fi 有                                        |
| ③ | 保健福祉会館<br>☎ 276-6630 【老原 102-1】                                                                                                       | 毎日 9 時～ 17 時<br>（土日祝日を除く）                                                                                         | 15 席          | 1 階ロビー カウンター席<br>※カフェ利用者等と<br>共用のスペースで<br>す。譲り合ってご<br>利用ください。 |
| ④ | 南総合センター<br>☎ 277-1102 【塚森 131】                                                                                                        | 毎日 9 時～ 17 時<br>（土日祝日を除く）                                                                                         | 15 席          | 1 階わっかカフェ                                                     |
| ⑤ | 丸尾建築あすかホール                                                                                                                            | ※休止                                                                                                               |               | ※大規模改修により休館中                                                  |
| ⑥ | 図書館<br>☎ 277-1580 【鵜 1310-7】                                                                                                          | 8 月 19 日 ㊦～ 24 日 ㊦<br>10 時～ 17 時 30 分（21 日 ㊦は 18 時まで）                                                             | 12 席          | 読書会室<br>カウンターで受付                                              |
| ⑦ | 各地区公民館<br>（斑鳩・石海・太田・龍田）<br>斑鳩：☎ 277-4550 【鵜 678】<br>石海：☎ 277-4511 【老原 102-1】<br>太田：☎ 277-4811 【太田 370-3】<br>龍田：☎ 276-0044 【佐用岡 388-8】 | 7 月 22 日 ㊦～ 31 日 ㊦ 9 時～ 17 時<br>（7 月 27 日 ㊦を除く）                                                                   | 16 席～<br>20 席 | 石海公民館は、令和<br>8 年 4 月 1 日から保<br>健福祉会館内に移転<br>しています。            |
| ⑧ | ちやのき Cafe<br>☎ 275-0220 【太田 1751-1】                                                                                                   | 平日 15 時～ 20 時、土日祝 10 時～ 20 時<br>（研修などのため利用できない場合があります。）<br>あすか会と太子町の協働事業（包括連携協定事業）として設置しています。                     | 20 席          | Wi-Fi 有                                                       |
| ⑨ | 神戸マツダ 太子店<br>☎ 276-0555 【東出 240-1】                                                                                                    | 7 月 23 日 ㊦～ 8 月 31 日 ㊦の期間中の ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦ ㊦<br>10 時～ 17 時（8 月 13 日 ㊦・14 日 ㊦・17 日 ㊦を除く）<br>太子町企業市民制度の活動として設置しています。 | 5 席           | 店舗内図書コーナー                                                     |

※①、③、④、⑧は、年間を通して開設しています。



▲議場自習室



▲保健福祉会館



▲ちやのき Cafe



▲神戸マツダ 太子店

# 遊ぼう！ 学ぼう！ 夏休み！



もうすぐ待ちに待った夏休みが始まります。楽しめるイベントや皆さんの学びを応援する学習スペースをご紹介します。

遊びも勉強も両立して、充実した夏休みにしてくださいね。

## ～交流・体験・講座～

### ■ひまはぴこどもなつまつり

子育て支援センター『ひまはぴ』 ☎ 277-3880

- 日 時 7 月 23 日 ㊦ 10 時～ 11 時 30 分
  - 場 所 子育て支援センター「ひまはぴ」
  - 対 象 町内在住の小学生・中学生
  - 定 員 30 人（先着順）
  - 参加費 100 円
  - 持ち物 手拭きタオル、飲み物
  - 申込期間 7 月 3 日 ㊦ 9 時 30 分～（電話申込）
- ※こどもなつまつり開催日の午前中は、センターの一般開放はありません。



### ■つなぐ～る草木染め体験教室

「身近な植物でサコッシュと巾着を染めよう」

- 日 時 7 月 29 日 ㊦ 9 時 30 分～ 13 時 30 分  
※ 10 分前にはお越しください
- 場 所 体験学習施設（丸尾建築総合公園内）
- 対 象 町内在住の小学生・中学生
- 定 員 15 人（先着順）
- 参加費 850 円程度（材料代）



### ■高校生とダンシング！

石海公民館 ☎ 277-4511

- 日 時 7 月 25 日 ㊦ 10 時～ 11 時 30 分
- 場 所 石海公民館
- 対 象 小学 4 年生～中学生
- 定 員 10 人（先着順）
- 参加費 無料
- 持ち物 体育館シューズ、飲み物、タオル
- 服 装 動きやすい服
- 講 師 太子高校 ダンス部
- 申込期間 6 月 30 日 ㊦～ 7 月 12 日 ㊦



子育て支援センター『ひまはぴ』 ☎ 277-3880

- 持ち物 昼食、飲み物、細い油性ペン、軍手（綿素材）、キッチンばさみ、玉ねぎの皮（あれば）
- 服 装 上着（はおれるもの）、長ズボン、運動靴（サンダル不可）、帽子、タオル、ハンカチ
- 講 師 地域の自然を未来につなぐ会
- 申込期間 7 月 3 日 ㊦ 9 時 30 分～（電話申込）

### ■～集え！未来の防火救命リーダー～ 未来の防火救命リーダー育成講座

太子消防署 ☎ 276-1191

西はりま消防組合では、「未来の防火救命リーダー育成講座」の受講生を募集しています。各訓練や体験を通じて、地域防災のリーダーになりませんか。

- 日 時 8 月 17 日 ㊦・18 日 ㊦の 2 日間  
8 時 30 分～ 17 時
- 場 所 太子消防署ほか
- 対 象 太子町、相生市、たつの市、宍粟市、佐用町在住または在学の高校生および大学生（専門学校含む）
- 定 員 15 人程度（応募多数の場合は先着順、最小開催人数は 5 人とします。）
- 参加費 無料（団体保険料は自己負担となります。保険料 2 日分 120 円程度）
- 申込方法 西はりま消防組合のホームページ  
Facebook または Instagram をご確認ください。

- 申込先 太子消防署
  - 申込期間 7 月 20 日 ㊦ ㊦～ 8 月 3 日 ㊦
- ※災害状況により、中止となる場合があります。



▲放水訓練



▲災害想定机上訓練



# 議会組織の決定

議長 清原 良典  
副議長 松浦 崇志  
監査委員 森田 哲夫

【議長就任あいさつ】



清原 良典

令和8年5月臨時会において、議員各位のご推挙を賜り、太子町議会議長に就任いたしました。

「和のまちをつくる太子町議会基本条例」に基づき、町民の皆さまに分かりやすい町議会をめざし、町政のより一層の発展と円滑な議会運営、更なる活性化に努めてまいりたいと考えています。議会改革の一環として、一昨年より「カフェトーク」などを実施し、町民の皆さまの声を直

接合う機会を設けております。今後もこうした取組を継続し、皆さまからいただいた声を議会に反映してまいります。また、これまで当議会において議員定数の削減が進められてきましたが、議員報酬につきましては行財政審議会への諮問を行った結果、増額の答申をいただき、6月定例会において増額の条例改正を行ったところです。令和9年度は統一地方選挙が実施され、太子町議会議員の改選の年でもあります。一人でも多くの方に立候補いただきたいと願っております。今後も議員一同力を合わせ、町民の皆さまのご期待に応えるべく尽力してまいりますので、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

【副議長就任あいさつ】



松浦 崇志

このたび、議長および副議長の任期途中の辞任に伴い、役職改選が行われました。町民の皆さまにご心配をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。議会としてこの事態を厳粛に受け止め、信頼回復に向けて取り組んでまいります。

さて、今期の議会では、これまで3年間にわたり議会改革を実行してまいりました。議員報酬および議員定数の適正化の議論を進め、6月定例会において条例改正を行ったところです。詳細は7月27日発行予定の議会だよりでお伝えいたしますので、ご覧いただければ幸いです。議会改革の本質は議員の意識改革にあります。改選までの一年、副議長としての重責を認識し、町民の皆さまから信頼される議会をめざすとともに、町民福祉の増進と更なる太子町の発展のため職責を全うする所存です。ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 各委員会などの構成

議会運営委員会

◎出原 賢治 ○桑名 幸夫 松浦 崇志

中島 貞次 玉田 晶久 山本 順久

総務経済建設常任委員会

◎中島 貞次 ○玉田 晶久 首藤 佳隆

玉田 正典 桑名 幸夫 吉田 智子

福祉文教常任委員会

◎山本 順久 ○堀 卓史 松浦 崇志

中数 清志 森田 哲夫 出原 賢治

広報広聴委員会

◎吉田 智子 ○山本 順久 松浦 崇志

出原 賢治 桑名 幸夫 玉田 晶久

揖龍保健衛生施設事務組合協議会議員

松浦 崇志 中数 清志 出原 賢治

西はりま消防組合議会議員

堀 卓史 森田 哲夫

都市計画審議会委員

玉田 正典

民生委員推薦会委員

中島 貞次

国民健康保険運営協議会委員

玉田 晶久 山本 順久

社会福祉協議会評議員

藤澤 元之介

民主化推進協議会理事

首藤 佳隆

中小企業・小規模企業振興協議会委員

吉田 智子

太子町地域公共交通会議委員

桑名 幸夫

問い合わせ  
議会事務局 ☎277-5995

◎委員長  
○副委員長

## 後期高齢者医療制度 令和8・9年度の保険料率が決定

問い合わせ

町民課 ☎277-1012

兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局  
(コールセンター) ☎078-326-2021

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率（均等割額と所得割率）は2年ごとに見直されます。

～令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設されました～

令和8年度に「子ども・子育て支援金制度」が創設され、後期高齢者医療制度においても、令和8年度から従来の医療分に加えて、新たに「子ども・子育て支援（納付）金」が保険料に加わります。

### 兵庫県後期高齢者医療広域連合の保険料率

| 医療分     | 均等割額     | 所得割率   | 賦課限度額  |
|---------|----------|--------|--------|
| 令和8・9年度 | 58,427 円 | 10.77% | 85 万円  |
| 令和6・7年度 | 52,791 円 | 11.24% | 80 万円  |
| 子ども分（注） | 均等割額     | 所得割率   | 賦課限度額  |
| 令和8年度   | 1,351 円  | 0.24%  | 2.1 万円 |

（注）「子ども・子育て支援（納付）金分」を「子ども分」と表記しています。子ども分は令和8年度から令和10年度にかけて1年ごとに見直されます。

※保険料の計算方法は、兵庫県後期高齢者医療広域連合ホームページをご確認ください。



▶兵庫県後期高齢者医療広域連合  
ホームページ「保険料の計算方法」

### 保険料額の通知について

個人ごとの保険料額は7月に送付する後期高齢者医療保険料額決定通知書でお知らせします。

### 保険料の納付方法

- ①年金からのお支払い（特別徴収）  
手続きの必要はありません。また、口座振替による支払いに変更が可能です。
- ②口座振替や納付書でのお支払い（普通徴収）  
7月から翌年3月まで毎月納付ください。

#### ●対象者

年金の受給額が年額 18 万円未満の人  
後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の 1 / 2 を超える人

### 新しい「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」の送付

現在お持ちの資格確認書の有効期限は7月31日です。7月中に新しい資格情報のお知らせまたは資格確認書を送付します。

8月1日からは、マイナ保険証（保険証利用登録を行ったマイナンバーカード）もしくは新しい資格確認書を医療機関などの窓口で提示してください。

#### ●資格情報のお知らせ

84 歳以下でマイナンバーカードの保険証利用登録（マイナ保険証）をしている被保険者には、「資格情報のお知らせ」（ご自身の資格情報を簡易的に把握できるもの）を送付します。

※マイナ保険証をお持ちであっても、マイナ保険証での受診が困難な人については、申請により「資格確認書」を交付します。

#### ●資格確認書

85 歳以上の被保険者および 84 歳以下でマイナンバーカードを取得していない被保険者、または、マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない被保険者には、「資格確認書」を送付します。

8月1日以降は、新しい資格確認書などで受診してください

## 国民健康保険資格確認書・資格情報のお知らせの更新

問い合わせ

町民課 ☎ 277-1012

### ●「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を一斉に郵送します(令和8年7月中)(※1)

#### ◎マイナ保険証をお持ちでない人

「資格確認書」を交付します。医療機関へ提示することで、保険診療を受けることができます。

#### ◎マイナ保険証をお持ちの人

「資格情報のお知らせ」を交付します。マイナ保険証を利用できない場合にマイナンバーカードと「資格情報のお知らせ」を一緒に提示することで、保険診療を受けることができます。(※2)

※1. 「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」は、同一世帯に被保険者が複数いる場合も別々の封筒で届きます。郵便事情により配達日が異なる場合もありますので、ご了承ください。

※2. 高齢や障害などによりマイナ保険証の利用が困難な人は、町民課に申請いただくことで資格確認書を取得できます。親族などの法定代理人や介助者などによる代理申請も可能です。

### ●「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」の有効期限

#### ◎70歳未満の人

有効期限なし

#### ◎70歳から74歳までの人

最長「令和9年7月31日」

なお、8月2日以降に70歳になる人は、有効期限が誕生月の月末になっています。誕生月の前月に、負担割合を記載した「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付します。

※70歳から74歳までの人は「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」に負担割合が記載されています。

見学・インターンシップ等も行っています

## 陸海空自衛官募集

問い合わせ

自衛隊兵庫地方協力本部相生地域事務所

☎ 0791-23-2750

各コースとも年間を通じて複数回募集を行っています。詳しい募集時期はホームページをご覧ください。お問い合わせください。

### ●就職コース

#### ①一般幹部候補生

対象：22歳以上26歳未満 大卒・大学院卒

#### ②幹部候補曹

対象：20歳以上33歳未満 高卒・専門卒等

#### ③航空学生（海上・航空）

対象：18歳以上24歳未満の者（高卒者（見込み含む）または高専3年次修了者（見込み含む））

#### ④一般曹候補生

#### ⑤2等陸・海・空士（任期制自衛官）

対象：④⑤とも18歳以上33歳未満 中学卒

### ●進学コース

#### ①防衛大学校学生（一般・総合選抜・推薦）

#### ②防衛医科大学校学生（医学科・看護学科）

対象：①②とも18歳以上21歳未満

#### ③高等工科大学校生徒（一般・推薦）

対象：中卒男子17歳未満

### ●その他

#### ①予備自衛官補（一般・技能）

対象：一般（18歳以上52歳未満）

技能（18歳以上55歳未満）

駐屯地・艦船・航空機の見学や体験型イベント、インターンシップ等のご案内もしています。興味のある人はお気軽にお問い合わせください。

必要な人に支給します

## 介護用品支給事業

町内に住所を有し、現に住所地に居住する、介護保険法の要介護認定で要介護4・5と判定された当該年度町民税非課税世帯（同居する別世帯も含む。）の在宅の要介護認定者に、紙おむつなどの介護用品を支給します。希望する人は申請してください。

### ●支給内容

年間75,000円（支給対象期間が12月に満たない場合は、支給月数に6,250円を乗じた額）を上限に紙おむつなどの介護用品を支給します。

問い合わせ

高年介護課 ☎ 276-6715

## 国民健康保険税率の決定

～7月中旬に世帯主へ保険税額を通知します～

問い合わせ

町民課 ☎ 277-1012

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、町と県が保険者となり、皆さんに納めていただく国民健康保険税を財源に事業を運営しています。将来にわたり安定的に制度を運営するため、期限内納付へのご理解、ご協力をお願いします。

～令和8年度より国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金分が加算されます～

「子ども・子育て支援金制度」の開始に伴い、令和8年度より国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金分が加算されます。これは国民健康保険だけでなく、全ての公的医療保険（健康保険・共済組合・後期高齢者医療保険など）に加入されている人も対象となります。

### 令和8年度国民健康保険税（ ）は令和7年度

| 区分        | 内容                  | 医療給付費分               | 後期高齢者支援金分            | 介護納付金分(40歳～64歳)      | 子ども・子育て支援納付金分 |
|-----------|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------|
| 所得割額      | 前年所得に応じた額           | 7.57%<br>(7.36%)     | 3.02%<br>(2.85%)     | 2.85%<br>(2.89%)     | 0.29%         |
| 均等割額      | 加入者1人あたりにかかる額       | 32,500円<br>(30,900円) | 12,800円<br>(11,800円) | 13,900円<br>(13,300円) | 1,300円        |
| 18歳以上均等割額 | 18歳以上の加入者1人あたりにかかる額 |                      |                      |                      | 100円          |
| 平等割額      | 世帯ごとにかかる額           | 21,400円<br>(20,800円) | 8,500円<br>(8,000円)   | 7,000円<br>(6,700円)   | 900円          |
| 限度額       | 1世帯につき1年間に賦課される限度額  | 67万円<br>(66万円)       | 26万円<br>(26万円)       | 17万円<br>(17万円)       | 3万円           |

※所得割額は加入者全員が対象となり、一人ずつ計算します。

※医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分の合計金額が1年間の保険税額となります。

### 国民健康保険税の納税義務者について

国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。世帯主が職場の健康保険などに加入している場合でも、同じ世帯のどなたかが国民健康保険に加入していれば、世帯主に対して課税し、納税通知書や資格確認書、資格情報のお知らせの宛名においても世帯主名が記載されます。

### 国民健康保険税の軽減・減免制度

軽減・減免制度を受けるためには、所得の申告が必要です。被保険者と世帯主は必ず申告をしてください（所得がない場合でも、所得がない旨の申告をしてください）。

#### ●所得の少ない世帯に対する軽減（申請不要）

世帯主（世帯主が国民健康保険加入者でない場合も含む）および、その世帯の国民健康保険加入者の前年の所得が一定基準以下の世帯については、保険税の均等割額と平等割額が軽減されます。

#### ●非自発的失業者に対する軽減（申請必要）

企業の倒産・解雇など、本人事情でない理由で失業された人は、離職理由により保険税が軽減される場合があります。

#### ●災害、廃業などによる減免（申請必要）

災害・事業の廃業などによって生活が困難になり保険税が納められなくなった場合には、所得割額が減免される場合があります。

#### ●子育て世代への軽減措置（申請不要）

義務教育就学前の子どもの均等割額が5割軽減されます。

※軽減・減免制度の詳細は

町ホームページをご覧ください。

▶町ホームページ



### ～納め忘れにご注意ください～

納期限までに納付されない場合は、督促状を送付します。また、滞納が続いた場合は延滞金が加算されるほか、次の処分を行うことがあります。

- ①給付が制限され、医療費が一時的に全額自己負担となる資格確認書（特別療養）の交付
- ②財産の差押



食品などの寄付にご協力ください  
フードドライブを実施します

問い合わせ  
社会福祉課 ☎ 277-1013

ご家庭で余っている食品や日用品などを持ち寄っていただき、それを必要としている家庭や福祉団体、施設、こども食堂などに無償配布するフードドライブを実施します。

食品ロスなどをなくす取組にぜひご協力をお願いします。

- 実施日時  
7月9日(木)・10日(金) 9時～16時
- 実施場所  
・役場行政棟1階エントランス特設ブース  
・各地区公民館(斑鳩・太田・石海・龍田)  
・社会福祉協議会(保健福祉会館1階)  
・商工会  
・兵庫西農業協同組合太子支店  
・みなと銀行網干駅支店  
・神戸トヨペット株式会社太子店
- 提供いただきたいもの  
【食品(未開封で賞味期限が1カ月以上あるもの)】  
(例)  
米、野菜、缶詰、レトルト食品、インスタント食品、調味料、粉ミルク、離乳食、菓子類など

- 【日用品(未開封・未使用のもの)】  
(例)  
紙おむつ、紙パンツ、生理用品、個包装の不織布マスク、箱ティッシュペーパー、クオカードなど
- 【制服】太子町内の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校のものに限る
- 受付できないもの  
製造者や販売者の表示がない加工食品、生鮮食品(生肉、魚介)、アルコール類(みりんや料理酒は除く)、手作り品・海外の土産物など
- 連携団体  
太子町社会福祉協議会、太子町民生委員児童委員協議会、NPO法人フードバンクはりま

肝炎ウイルス検診を受けていますか？  
7月28日は「世界・日本肝炎デー」

- 肝炎とは  
肝炎とは、肝臓に炎症が起こり、肝細胞が破壊される病態です。原因には、ウイルス、アルコール、自己免疫などがありますが、約80%がウイルス性です。  
肝臓は「沈黙の臓器」といわれ、肝炎ウイルスに感染していても、最初はほとんど症状がありません。しかし、治療しないまましていると、肝がんなどの重篤な病に進行する可能性があります。  
近年では、治療方法の進歩により、ウイルス性肝炎は治ったり、ウイルスの増殖を制御できるようになっています。  
感染を早期に発見するために、40歳以上でまだ肝炎ウイルス検診を受けたことがない人は、肝炎ウイルス検診(検査は採血のみ)を受けましょう。

※検査についての詳細は、  
町ホームページをご確認ください。



◀町ホームページ

問 さわやか健康課 ☎ 276-6630

マイナンバーカードで申請書作成がスムーズに  
「書かない窓口」スタート！

窓口での申請時に、マイナンバーカードの情報をもとに申請書を自動作成する「書かない窓口」の機械を導入しました。  
まずは町民課の一部の申請書からスタートし、順次拡大する予定です。マイナンバーカードをお持ちの人は、ぜひご利用ください。

- 対応手続き  
・住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の写しの発行  
・住民異動届の提出  
・マイナンバーカード電子証明書の更新手続き
- 設置場所  
役場行政棟1階 町民課前



問 総務課 ☎ 277-1010

受講者を募集します  
認知症サポーター養成講座

認知症サポーターとは、認知症の人の応援者です。認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場で認知症の人やその家族が安心して暮らし続けることができるよう、自分のできる範囲で支援する認知症サポーター養成講座にぜひご参加ください。

- 日時 7月14日(木) 10時～11時30分  
(受付は9時45分～)
- 場所 地域交流館スペース2
- 対象 認知症の人とその家族を温かく見守る意欲のある町内在住または在勤者
- 定員 10人(先着順)
- 受講料 無料
- 持ち物 筆記用具
- 申込方法 電話申込
- 申込期限 7月13日(水)  
※受講修了者全員にサポーターの証である「オレンジリング」をお渡しします。

問 高年介護課(地域包括支援センター)  
☎ 276-6639

熱中症予防として、ぜひご利用ください  
涼み処の開放

【涼み処】  
暑さを避けるための休憩所「涼み処」として町立施設の一部を開放します。熱中症特別警戒アラート発表の有無にかかわらず、開放しますので、熱中症予防のため、暑さを一時しのぐ場所としてご利用ください。

| 施設                    | 開放日                             | 開放時間                   |
|-----------------------|---------------------------------|------------------------|
| 役場1階ロビー(鵜 280-1)      | 月～金曜日(祝日を除く)                    | 9時～17時                 |
| 地域交流館交流ラウンジ(鵜 280-1)  | 設備点検日などの休館日を除く日(休館日は町ホームページに記載) | 9時～21時                 |
| 図書館(鵜 1310-7)         | 火曜日・館内整理日などの休館日を除く日             | 10時～18時<br>(金曜日は20時まで) |
| 保健福祉会館1階ロビー(老原 102-1) | 月～金曜日(祝日を除く)                    | 9時～17時                 |

- 開放期間 7月1日(木)から9月30日(木)まで
- 利用にあたっての注意事項  
・施設の業務に支障がない範囲での利用となります。  
・各施設の利用の決まりや施設管理者の指示をお守りください。

お気軽にご相談ください  
成年後見・くらしなんでも相談会

成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳を傷つけられたりしないように法律面や生活面でご本人を支援するしくみです。

相談会では、任意後見制度を含む成年後見制度について経験豊富な社会福祉士が本人やその家族、見守る人の不安や相談にお応えします。

- 日時 7月21日(木) 14時～16時  
(1件につき30分程度)
- 場所 役場行政棟3階 A301 会議室
- 相談料 無料
- 申込方法 7月14日(木)までに電話またはFAXで申込
- 申込先 西播磨成年後見支援センター

問 西播磨成年後見支援センター  
☎ 0791-72-7294 FAX 0791-72-7224

【クーリングシェルターのお知らせ】  
以下の施設では、熱中症特別警戒アラートが発表されたときに、暑さをしのげる場所「クーリングシェルター」として開放します。▲町ホームページ



| 地区 | 施設               | 開放日                             | 開放時間   |
|----|------------------|---------------------------------|--------|
| 斑鳩 | 地域交流館(鵜 280-1)   | 設備点検日などの休館日を除く日(休館日は町ホームページに記載) | 9時～21時 |
|    | 斑鳩公民館(鵜 678)     | 月曜日・祝日(祝日が月曜日の場合はその翌日)を除く日      | 9時～17時 |
| 石海 | 石海公民館(老原 102-1)  | 月～金曜日(祝日を除く)                    |        |
|    | 保健福祉会館(老原 102-1) | 月～金曜日(祝日を除く)                    |        |
|    | 南総合センター(塚森 131)  | 月～金曜日(祝日を除く)                    |        |
| 太田 | 創継町民体育館(東南 51-1) | 月曜日・祝日の翌日を除く日                   | 9時～17時 |
|    | 太田公民館(太田 370-3)  | 月曜日・祝日(祝日が月曜日の場合はその翌日)を除く日      |        |
| 龍田 | 龍田公民館(佐用岡 388-8) | 月曜日・祝日(祝日が月曜日の場合はその翌日)を除く日      |        |

# 町職員の給与

問い合わせ  
総務課 ☎277-1010

## ①人件費（普通会計令和6年度決算）

| 区 分   | 住民基本台帳人口<br>(令和7年1月1日) | 歳出額<br>(A)   | 実質収支      | 人件費<br>(B)  | 人件費率<br>(B/A) |                     |
|-------|------------------------|--------------|-----------|-------------|---------------|---------------------|
| 令和6年度 | 33,414人                | 13,641,664千円 | 142,251千円 | 2,154,773千円 | 15.8%         | 令和5年度の人件費率は15.4%です。 |

## ②職員給与費（普通会計令和6年度決算）

| 区 分   | 職員数<br>(A) | 給 与 費     |           |           |             | 一人当たり<br>給与費<br>(B/A) |
|-------|------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------------------|
|       |            | 給 料       | 職員手当      | 期末・勤勉手当   | 計(B)        |                       |
| 令和6年度 | 182人       | 696,741千円 | 112,708千円 | 274,806千円 | 1,084,255千円 | 5,957千円               |

## ③ラスパイレス指数（各年4月1日現在）

| 令和4年 | 令和7年 |                                                   |
|------|------|---------------------------------------------------|
| 97.5 | 98.0 | ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。 |

## ④一般行政職給料表の状況（令和7年4月1日現在）

|           | 1級       | 2級       | 3級       | 4級       | 5級       | 6級       | 7級       |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1号給の給料月額  | 183,500円 | 230,000円 | 265,300円 | 298,800円 | 321,300円 | 355,200円 | 408,300円 |
| 最高号給の給料月額 | 258,100円 | 308,500円 | 354,700円 | 386,100円 | 398,200円 | 415,700円 | 450,900円 |

## ⑤職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額

●一般行政職（令和7年4月1日現在）

| 区 分 | 平均年齢  | 平均給料月額   | 平均給与月額   | 平均給与月額<br>(国ベース) |
|-----|-------|----------|----------|------------------|
| 太子町 | 38.2歳 | 308,600円 | 369,513円 | 339,959円         |
| 兵庫県 | 42.8歳 | 331,700円 | 428,542円 | 384,983円         |
| 国   | 42.9歳 | 332,237円 | —        | 414,480円         |

●(幼稚園)教育職（令和7年4月1日現在）

| 区 分 | 平均年齢  | 平均給料月額   | 平均給与月額   |
|-----|-------|----------|----------|
| 太子町 | 41.5歳 | 340,130円 | 372,970円 |
| 兵庫県 | 40.8歳 | 372,600円 | 434,155円 |

◎平均給料月額 令和7年4月1日現在における職員の基本給の平均。  
◎平均給与月額 給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているもの。  
◎平均給与月額(国ベース) 国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当などの手当が含まれていないため、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものと。

## ⑥職員の初任給（令和7年4月1日現在）

| 区 分   | 太子町 | 兵庫県      | 国        |
|-------|-----|----------|----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 225,600円 | 225,600円 |
|       | 高校卒 | 194,500円 | 188,000円 |

町職員の給与は、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与に準じて条例案を作成し、町議会の議決を経て決定します。行政の透明性を確保し、まちづくりへのご理解をいただくため、給与などの概要をお知らせします。給与・定員管理などの詳細は、町ホームページでご覧いただけます。

## ⑦職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和7年4月1日現在）

| 区 分   |     | 経 験 年 数  |          |          |          |
|-------|-----|----------|----------|----------|----------|
|       |     | 10年      | 19～21年   | 23～25年   | 30年      |
| 一般行政職 | 大学卒 | 279,060円 | 347,300円 | 370,550円 | 407,140円 |

経験年数に該当する職員数は、各区分3人以下のため、近似の経験年数について記載しています。

## ⑧一般行政職の級別職員数（令和7年4月1日現在）

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比   |
|----|----------|-----|-------|
| 7級 | 部長       | 4人  | 3.0%  |
| 6級 | 課長       | 14人 | 10.6% |
| 5級 | 副課長      | 14人 | 10.6% |
| 4級 | 係長・主任主査  | 21人 | 15.9% |
| 3級 | 主査       | 37人 | 28.0% |
| 2級 | 主事       | 22人 | 16.7% |
| 1級 |          | 20人 | 15.2% |

◎太子町給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
◎標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

## ⑨期末手当・勤勉手当

| 太子町                                             | 兵庫県                                                                 | 国                                                                   |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 1人当たり平均支給額(令和6年度)<br>1,663千円                    | 1人当たり平均支給額(令和6年度)<br>1,856千円                                        | —                                                                   |
| (令和6年度支給割合)                                     |                                                                     |                                                                     |
| 期末手当2.50(1.40)月分<br>勤勉手当2.10(1.00)月分            | 期末手当2.50(1.40)月分<br>勤勉手当2.10(1.00)月分                                | 期末手当2.50(1.40)月分<br>勤勉手当2.10(1.00)月分                                |
| (加算措置)<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職加算<br>5～10% | (加算措置)<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職加算<br>5～20%<br>・管理職加算<br>10～20% | (加算措置)<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職加算<br>5～20%<br>・管理職加算<br>10～25% |

※期末・勤勉手当の支給月数は一般職員分であり、( )内は再任用職員分です。

## ⑩退職手当

| 太子町 | (令和7年4月1日現在)                      |           |             |
|-----|-----------------------------------|-----------|-------------|
|     | (支給率)                             | 自己都合      | 勸奨・定年       |
|     | 勤続20年                             | 19.6695月分 | 24.586875月分 |
|     | 勤続25年                             | 28.0395月分 | 33.27075月分  |
|     | 勤続35年                             | 39.7575月分 | 47.709月分    |
|     | 最高限度                              | 47.709月分  | 47.709月分    |
|     | その他の加算措置 定年前早期退職特例措置<br>(2～45%加算) |           |             |
|     | 1人当たり平均支給額                        | 10,300千円  |             |
| 国   | (支給率)                             | 自己都合      | 応募認定・定年     |
|     | 勤続20年                             | 19.6695月分 | 24.586875月分 |
|     | 勤続25年                             | 28.0395月分 | 33.27075月分  |
|     | 勤続35年                             | 39.7575月分 | 47.709月分    |
|     | 最高限度                              | 47.709月分  | 47.709月分    |
|     | その他の加算措置 定年前早期退職特例措置<br>(2～45%加算) |           |             |

退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

## ⑪その他の手当

| 手当名                   | 扶養手当                                                                                                   | 住居手当                                                                                                                          | 通勤手当                                                                                                                          | 管理職手当                                                                           | 宿日直手当                                                                                            |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内容および支給単価             | 扶養親族のある職員に支給<br>①配偶者3,000円<br>②子11,500円<br>③父母等6,500円<br><br>※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円加算 | 自ら居住するための住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に支給<br>①家賃27,000円以下<br>家賃額-16,000円<br>②家賃27,000円超え(家賃額-27,000円)×<br>1/2+11,000円<br>(支給限度額28,000円) | 通勤のため交通機関等を利用している職員または自動車等を使用している職員に支給<br>①交通機関等利用者<br>運賃等相当額<br>(支給限度額150,000円)<br>②自動車等の使用者<br>使用距離に応じて支給<br>2,000円～31,600円 | 管理または監督の地位にある職員の職務の特殊性に基づき支給<br>部長相当職 82,000円<br>課長相当職 58,000円<br>副課長相当職39,000円 | 宿直勤務または日直勤務を命ぜられた職員に支給<br>勤務1回につき4,400円                                                          |
| 国の制度との異同および国の制度と異なる内容 | 同じ                                                                                                     |                                                                                                                               |                                                                                                                               |                                                                                 | 異なる<br>(俸給の特別調整額)<br>管理または監督の地位にある職員の官職のうちその職務の特殊性に基づき、人事院規則で指定する職にある者に対して支給<br>39,700円～139,300円 |
| 令和6年度決算               | 支給実績<br>支給職員1人当たり平均支給年額                                                                                | 16,996千円<br><br>246,317円                                                                                                      | 11,102千円<br><br>270,773円                                                                                                      | 7,134千円<br><br>50,954円                                                          | 26,850千円<br><br>583,696円                                                                         |
|                       |                                                                                                        |                                                                                                                               |                                                                                                                               |                                                                                 | 207千円<br><br>4,400円                                                                              |

## ⑭特別職の報酬等

| 区 分  | 給料月額等                                                                                                              |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 給料   | 町 長 712,000円(890,000円)                                                                                             |
|      | 副 町 長 657,000円(730,000円)                                                                                           |
|      | 教 育 長 621,000円(675,000円)                                                                                           |
| 報酬   | 議 長 390,000円                                                                                                       |
|      | 副 議 長 300,000円                                                                                                     |
|      | 議 員 271,000円                                                                                                       |
| 期末手当 | 町長、副町長、教育長 (令和6年度支給割合)<br>6月期2.20月、12月期2.30月、計4.5月                                                                 |
|      | 議長、副議長、議員 (令和6年度支給割合)<br>6月期2.20月、12月期2.30月、計4.5月                                                                  |
| 退職手当 | (算定方式) (1期の手当額) (支給時期)<br>71.2万円×在職月数×0.40 1,367万円 任期毎<br>65.7万円×在職月数×0.24 757万円 任期毎<br>62.1万円×在職月数×0.18 402万円 任期毎 |

◎町長は20%、副町長は10%、教育長は8%給料を減額しています。( )内は減額を行う前の金額です。  
◎退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年＝48月／教育長は3年＝36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。  
(退職後に他の官職に任用される場合、記載どおり支給されないこともあります。)

## ⑯年齢別職員構成

| 区分  | 20歳未満 | 20～23歳 | 24～27歳 | 28～31歳 | 32～35歳 | 36～39歳 | 40～43歳 | 44～47歳 | 48～51歳 | 52～55歳 | 56～59歳 | 60歳以上 | 計    |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|------|
| 職員数 | 1     | 8      | 30     | 30     | 25     | 24     | 27     | 12     | 20     | 27     | 8      | 1     | 213人 |

## ⑰特殊勤務手当

|                          |                  |                    |                 |
|--------------------------|------------------|--------------------|-----------------|
| 支給実績(令和6年度決算)            |                  |                    | 24千円            |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算) |                  |                    | 6千円             |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度) |                  |                    | 2.2%            |
| 手当の種類(手当数)               |                  |                    | 4種類             |
| 代表的な<br>手当の名称            | 主<br>な<br>支給対象職員 | 主<br>な<br>支給対象業務   | 支給単価            |
| 犬・猫死体処理<br>手当            | 当該業務に<br>従事する職員  | 犬・猫死体処理<br>に従事したとき | 1件につき<br>1,000円 |

## ⑱時間外勤務手当

|                        |          |
|------------------------|----------|
| 支給実績(令和6年度決算)          | 46,979千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算) | 309千円    |

## ⑲部門別職員数と主な増減理由（各年4月1日現在）

| 通勤手当                                                                                                                                      |  | 管理職手当                                                                                                                |  | 宿直直手当                                                     |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-----------------------------------------------------------|--|
| 通勤のため交通機関等<br>を利用している職員または<br>自動車等を使用してい<br>る職員に支給<br>①交通機関等利用者<br>運賃等相当額<br>(支給限度額150,000円)<br>②自動車等の使用者<br>使用距離に応じて支給<br>2,000円～31,600円 |  | 管理または監督の地位<br>にある職員の職務の特<br>殊性に基づき支給<br>部長相当職 82,000円<br>課長相当職 58,000円<br>副課長相当職39,000円                              |  | 宿直勤務または<br>日直勤務を命ぜ<br>られた職員に支<br>給<br>勤務 1 回につき<br>4,400円 |  |
|                                                                                                                                           |  | 異なる<br>(俸給の特別調整額)<br>管理または監督の地位<br>にある職員の官職のう<br>ちその職務の特殊性に<br>基づき、人事院規則で<br>指定する職にある者に<br>対して支給<br>39,700円～139,300円 |  | 同じ                                                        |  |
| 7,134千円                                                                                                                                   |  | 26,850千円                                                                                                             |  | 207千円                                                     |  |
| 50,954円                                                                                                                                   |  | 583,696円                                                                                                             |  | 4,400円                                                    |  |

15部門別職員数と主な増減理由

(各年4月1日現在)

| 区分     |        | 職員数          |              | 対前年<br>増減数          | 主な増減理由              |                 |
|--------|--------|--------------|--------------|---------------------|---------------------|-----------------|
|        |        | 令和6年         | 令和7年         |                     |                     |                 |
| 普通会計部門 | 一般行政部門 | 議会           | 4            | 4                   | △3                  | 業務体制の見直しなどによる減員 |
|        |        | 総務           | 47           | 44                  |                     |                 |
|        |        | 税務           | 12           | 12                  | △1                  | 業務体制の見直しなどによる減員 |
|        |        | 農林水産         | 7            | 6                   |                     |                 |
|        |        | 商工           | 2            | 2                   |                     |                 |
|        |        | 土木           | 15           | 17                  | +2                  | 業務体制の見直しなどによる増員 |
|        |        | 民生           | 25           | 26                  | +1                  | 業務体制の見直しなどによる増員 |
|        |        | 衛生           | 11           | 13                  | +2                  | 業務体制の見直しなどによる増員 |
|        | 計      | 123          | 124          | +1                  | 参考 人口1万人当たり職員数37.1人 |                 |
|        | 教育部門   | 59           | 59           |                     |                     |                 |
| 小計     | 182    | 183          | +1           | 参考 人口1万人当たり職員数54.8人 |                     |                 |
| 公営企業等  | 会計部門   | 水道           | 8            | 8                   | +2                  | 業務体制の見直しなどによる増員 |
|        |        | 下水道          | 4            | 4                   |                     |                 |
|        |        | その他          | 16           | 18                  |                     |                 |
|        |        | 小計           | 28           | 30                  |                     |                 |
| 合計     |        | 210<br>[263] | 213<br>[263] | +3<br>[0]           | 参考 人口1万人当たり職員数63.7人 |                 |

職員数は一般職に属する職員数です。また、( )内は、条例定数の合計です。



空き家でお困りではありませんか

## 空き家対策セミナー・個別相談会の開催

認定 NPO 法人空き家相談センターの専門家による、空き家対策セミナーと無料個別相談会を開催します。現在、空き家や空き地をお持ちでどうすればよいか困っている人、今後建物や土地を相続する可能性のある人は、今後について一緒に考えてみませんか。

セミナー後には、専門家による無料個別相談会も開催します。相続でお悩みの、空き家や空き地についてお困りの人はぜひご相談ください。

- 場 所 役場行政棟 1 階 A101 会議室
- 日 時 7 月 25 日(土)  
開場 12 時 30 分 開始 13 時  
【第 1 部】空き家対策セミナー 13 時～ 15 時  
(各回 30 分程度、出入り自由)  
【第 2 部】個別相談会 15 時～ 17 時

- 内 容  
【第 1 部】空き家対策セミナー (予約不要)  
(1)「空き家・遺品整理を先延ばしにすると…」  
講師：吉田 啓司さん (遺品整理士)  
空き家や遺品整理を先延ばしにするとさまざまなトラブルが発生し、費用も手間も取られます。トラブルを未然に防ぐためのコツをご紹介します。  
(2)「相続登記義務化と相続トラブル対策のイロハ」  
講師：小川 卓也さん (司法書士)

問い合わせ

まちづくり課 ☎ 277-5992

令和 6 年 4 月 1 日から不動産の相続登記が義務化されました。相続登記の手続きや相続が発生した時に困らないよう、一緒に勉強しましょう。

- (3)「空き家の管理と利活用」  
講師：松原 尚実さん (建築士)  
空き家の管理はどうしたらいいのか、持て余した空き家をどう利活用すればいいのかについて建築士を講師に迎え、分かりやすくお話しいただきます。

- 【第 2 部】個別相談会 (要予約)  
空き家・住まいに関する相続、売却、利活用などのいろいろな困り事を専門家に相談いただけます。  
※町内在住者または町内に空き家を所有する人に限ります。

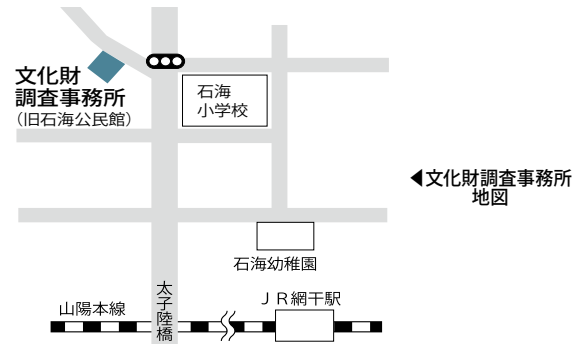
- 申込方法 まちづくり課に電話申込

## 埋蔵文化財のお問い合わせ先が変わります 文化財調査事務所の開設

発掘調査などの埋蔵文化財の取扱事務と関連する出土品の整理作業を効率的・一体的に行うことのできる拠点施設として文化財調査事務所を 8 月より開設します。

開設後は埋蔵文化財に関するお問い合わせ先が変わりますのでご注意ください。

- ◎ 7 月 31 日(金)まで 歴史資料館  
(☎ 277-5100・鶴 1310-1)
- ◎ 8 月 1 日(土)から 文化財調査事務所  
(☎ 276-3235・福地 132-1)



問 歴史資料館 ☎ 277-5100

## 地域の子どもや学校のために活動してみませんか 学校支援ボランティアの募集

学校支援ボランティア活動は、ボランティア登録した地域住民が小中学校の要望に応じて学校を支援する活動です。地域の子どもや学校のために登録してみませんか。

- 活動内容  
・学習支援…子どもの学習活動を安全に効率よく進めるために、教育活動を助けます。  
・環境支援…学校の環境美化のために草刈り・剪定などを行います。  
・見守り活動…校外学習や学校行事の見守りを行います。

難しい資格や技術は必要なく、できる人が、できる時に、できる事を、自らの意思で行う活動です。  
地域の子どもや学校のために「縁の下での力持ち」として活動する人の登録をお待ちしています。詳細はお問い合わせください。



～家庭科実習補助～

問 社会教育課 ☎ 277-1017

任期満了に伴う改選です

## 農業委員および 農地利用最適化推進委員を募集します

問い合わせ

産業経済課 ☎ 277-5993

令和 9 年 1 月に就任する農業委員および農地利用最適化推進委員を募集します。申込方法は団体や他者からの推薦、自身による応募の 2 通りあります。

- 職種・人数 農業委員 14 名  
農地利用最適化推進委員 7 名

- 資格要件  
【農業委員】  
農業に関する職見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる人  
【農地利用最適化推進委員】  
農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する人  
【共通】下記①～④に一つでも該当する場合は、応募できません。  
①破産し、復権していない人  
②拘禁刑以上の刑に処せられ、刑の執行を終えていない人  
③太子町暴力団排除条例に規定する暴力団員および暴力団密接関係者  
④平日昼間に開催する会議に出席できない人

- 職務内容  
【農業委員】  
①農地法などに基づく農地の売買・貸借の許可可審議、農地転用案件への意見具申

- ②農地利用最適化推進委員の行う現場活動の連携活動業務など  
③地域の農業者の話し合いの場への参加  
【農地利用最適化推進委員】  
①担い手への農地集積・集約化の推進活動、耕作放棄地の発生防止・解消の推進活動、新規参入の促進支援活動等の現場活動等  
②地域の農業者の話し合いの場への参加

- 任 期 令和 9 年 1 月 17 日～令和 12 年 1 月 16 日
- 申込方法 産業経済課 (農業委員会事務局) に設置または町ホームページに掲載している推薦書・応募書に必要事項を記入し、農業委員会事務局に提出または郵送 (期間内必着)
- 申込期間 7 月 1 日(土)～7 月 31 日(金)
- その他 農業委員と農地利用最適化推進委員の兼務はできません。  
農業委員および農地利用最適化推進委員の身分は特別職の非常勤職員となります。  
※詳細は町ホームページをご覧ください、産業経済課 (農業委員会事務局) までお問い合わせください。

お気軽にお立ち寄りください

## 太子ふれあい市

安全・安心で新鮮な野菜や加工品などを販売する太子ふれあい市を太子町庁舎街道交流広場で開催しています。美味しい季節の野菜などを安く購入できますので、ぜひお立ち寄りください。

また、商品を販売したい方は会員を募集しておりますので、事務局までお問い合わせください。

- 開催日  
毎週月・水・金 9 時 30 分～ 12 時 30 分



問 太子町庁舎農産物販売所協議会事務局 (産業経済課) ☎ 277-5993

## 子どもの安全について学んでみませんか ファミリーサポートセンター 主催講習会の開催

子育て中の保護者や子育てに関心のある人を対象に講習会を開催します。未就園児も同伴できますので、お気軽にご参加ください。

### 事故の予防と救急講習会

幼児のけがや急な高熱からのけいれんなどの手当、AED の使い方など、いざという時に素早く行動できるように、事故の予防も兼ねて学びます。

- 日 時 7 月 31 日(金) 10 時～ 11 時 30 分
- 場 所 太子消防署
- 参加費 無料
- 申込方法 社会福祉協議会へ電話申込

問 太子町社会福祉協議会 ☎ 276-4111



ぜひご確認ください

## 町ホームページの有料広告を募集しています

問い合わせ

企画政策課 ☎ 277-5998

地域経済の活性化や町民の皆さんに幅広い生活情報を提供するため、町ホームページに掲載する企業やお店の広告を募集しています。

### ●広告掲載料（1 枠あたり）

- ・5,000 円／月
- ・28,500 円／6 か月（5 %割引）
- ・54,000 円／1 年（10%割引）

※同一申込者の複数枠掲載はできません

### ●掲載期間

1 か月単位、最長 12 か月まで

### ●広告の大きさ

縦 50 ピクセル 横 150 ピクセル

### ●掲載場所

町ホームページのトップページ下部および上部バナーの 2 箇所

※上部バナーへの掲載はパソコン版のみ

### ●その他

太子町ホームページ有料広告掲載に関する要領などに基づく審査があります。また、広報たいしにおける有料広告事業も実施しています。詳細は町ホームページをご覧ください。



トップページ上部バナー



トップページ下部バナー

▲町ホームページ

## 人権一口メモ

### 当たり前を疑う

### No.290 問 社会教育課

みなさんは、交差点をどうやって渡りますか。多くの人は、車が来ていないかを見たり、青信号を確かめたりして、当たり前のように安全に渡ります。しかし、目が見えない人の場合はどうでしょう。映画『君の景色を知ったとき』に出てくる視覚障がい者の健介は、「運を天に任せて渡るんだ」と話します。私たちが「当たり前」だと思っていることは、みんなの当たり前ではないのです。

この映画では、視覚障がい者、外国人、発達障がいの子どもが、それぞれの立場で生きづらさを感じています。主人公の蓮は彼らと出会い、「当たり前」の裏で困っている人がいることを知ります。

社会のルールや町の仕組みの多くは、多数派向けに作られています。2024年に改正された、障害者差別解消法では、行政機関だけでなく民間事業者も障がい者の合理的配慮（困りごとへの対応）をすることが義務付けられました。障がいの有無に関わらず、共生できる社会を創るためには、まず「自分の当たり前」を疑うことが

大切です。「誰かが困っているかも」と自覚することが、始めの一步になります。

ただし、合理的配慮とは、障がいのある人の全ての要望に応えるものではありません。建物をバリアフリー化したり、システムやルールを急に変えたりするには、多大な時間と費用がかかります。それが原因で、事業を続けられなくなっているかもしれません。

そこで大切なのが対話です。できないとすぐに諦めるのではなく、互いに歩み寄り、別のよいアイデアを共に見つけることが重要です。話し合いながら、みんなが暮らしやすい環境を少しずつ創っていきます。

この考え方は、障がいのある人だけでなく、外国人や性的マイノリティの人たちと向き合う時と同じです。さまざまな立場の人が生きやすい社会は、きっと全ての人のために生きた社会になります。

誰もが自分らしく生きられる社会のために、あなたなら何から始めますか。私たち一人一人にも、できることがきっとあるはずです。

## 令和 8 年度太子町の教育 ～町立学校園所の取組紹介～

町立各学校園所の教育方針や目標、教育成果、活動実績などを町民の皆さんにお知らせし、地域から信頼される学校園所づくりにつなげます。今月は、太田幼稚園の取組をご紹介します。

### 太田幼稚園

園長 川上 智美

### 思いを伝えながら 育ち合う子どもの育成 ～一人一人に合わせた

人との関わりを深めるための言葉の育成～

### ●取組の概要

今年度、新入園児 35 人を迎え、3 ～ 5 歳児 112 人の園になりました。近隣には多くの商業施設が立ち並び、生活しやすい利便性の高い地区にあります。

その一方で、園の裏には園歌にも歌われる丹生山や檀特山がそびえ、豊かな自然に恵まれています。子どもたちは自然の移り変わりを感じながら、遊びを通した学びを大切にする生活を送っています。

### ●保育活動の紹介

#### ①ありのままの自分が出せる生活の工夫



楽しいね～  
(楽しい気持ちになってもらえたことを、表情から感じ取っています。)

初めての集団生活の中で、子どもが周囲に信頼感をもち、意欲的に遊ぶためには、まず教師が一人一人をありのまま受け入れ、その子らしさを発揮できる温かい関わりをすることが大切です。周囲とのつながりを感じることで、さまざまな人と関わりたい、遊んでみたいという思いが芽生えます。当園では、そんな主体性を育む環境や、温かい関わりを大切にしています。

#### ②心を動かされる遊びや環境の工夫

教育課程に基づき、一年間で育ってほしい姿を職員間で共有し、遊びを考え、環境を整えています。今の時期は、泥んこ遊びや色水づくりなど



どうやって作っているの？  
(友だちの様子を見て、考えています)

全身で水や泥の感触を楽しんでいます。遊びの中で生まれる「なぜ?」「どうすればいいかな?」という興味・関心を大切に、子どもが主体的に動ける環境を整えます。そして、感じたり考えたりしている



子どもの心の動きを教師がしっかりと受け止め、幼児同士をつなぐ。その関わりが、さらなる遊びや友達との輪を広げていきます。また、昨年度より人との関わりを深める「言葉」の研究を行っています。年齢や子どもの姿に合わせた絵本選びを通して、人間関係を豊かにする言葉の意味や効果的な活用法について研究を深めています。

また、小学校以降の学びの基礎をつくるため、幼・小の連携や園内研修を重ね、スムーズな接続を見据えた保育に取り組んでいます。

また、小学校以降の学びの基礎をつくるため、幼・小の連携や園内研修を重ね、スムーズな接続を見据えた保育に取り組んでいます。

#### ③友達や先生が大好き、人と関わること、つながることが楽しいと感じる遊びや環境の工夫

遊びの中では、考えること、がんばること、達成感を味わうこと、友達とぶつかり合うこと、我慢することなど、さまざまな感情体験をします。幼稚園でも怒ったり、泣いたり、悔しがったりしている姿は見られます。それはたいてい友達が関係することが多いのですが、その姿を教師は大切にします。互いに考えていること、思っていることは何か、どうすれば解決していくのか、時間をかけて互いが納得するように話し合いをします。この経験が周りの人との関わり方を学ぶ基礎になります。

また、地域のゲストティーチャーとの関わりも大切な経験です。遊びや関わりを通して、自分も他者も大事にできる、思いやりのある子どもになってほしいと思います。



一緒に苺狩り!  
(地域の方の優しさに触れ、貴重な経験ができています)

### 太田地区の皆さまへ

おおだっこ通信を今年も毎月回覧します。ぜひ、ご覧ください。



# 健康ひろば

Schedule

7月

## 相談

こころの健康相談 7月2日(木)  
13時30分～16時30分  
※申し込みが必要です。

まちの保健室 7月13日(木)  
9時30分～11時30分  
保健師と栄養士が健康相談に応じます。

## 龍野健康福祉事務所の事業

要  
申込

### 地域保健課

栄養相談 ☎ 0791-63-5677  
7月13日(木) 10時～11時30分  
栄養に関する専門的な相談、食品の栄養表示の方法と活用の相談などに応じます。

エイズ・肝炎相談 ☎ 0791-63-5140  
(HIV・肝炎ウイルス検査)  
7月7日・21日(木) 13時15分～14時30分  
(検査・相談は原則無料・匿名可)

こころのケア相談 ☎ 0791-63-5687  
7月3日(金) 13時～15時  
精神疾患、認知症、アルコールの問題など、こころの問題でお悩みの人やその家族が対象です。



### 問い合わせ・事業場所

さわやか健康課（保健福祉会館）  
☎ 276-6630 FAX 276-6631

※栄養相談、エイズ・肝炎相談、こころのケア相談についての問い合わせ先・事業場所は龍野健康福祉事務所となります。

## 健康診査

★対象者に個人通知します

乳児健康診査 ..... 7月29日(木)  
対象 令和8年3月生まれ  
受付時間 13時15分～14時15分

乳児相談 ..... 7月28日(木)  
対象 令和7年10～11月生まれ  
受付時間 13時15分～14時30分

1歳6カ月児健康診査 ..... 7月15日(木)  
対象 令和6年11～12月生まれ  
受付時間 13時～14時15分

3歳児健康診査 ..... 7月1日(木)  
対象 令和5年1月生まれ  
受付時間 13時～14時15分

※母子健康手帳と妊婦健康診査助成券の交付は随時行っています。妊娠が確認できればお早めにさわやか健康課へお越しください。

## 教室

ままるぼ ..... 8月6日(木)  
対象 産後1年未満のお母さんと赤ちゃん  
定員 8組（先着順）  
※申し込みが必要です。  
受付時間 9時45分～9時55分  
内容 講話・調理実習「ママの身体を整えるやさしいごはん」  
参加費 500円（調理実習材料費）  
持ち物 エプロン、三角巾、マスク、手拭きタオル、飲み物、米0.5合（75g）  
申込期間 7月9日(木)～24日(金)

## 健康ダイアリー

Health diary

## 今年も暑いぞ！夏を安全に過ごすための健康管理

夏は気温と湿度が高く、体に大きな負担がかかる季節です。特に近年は猛暑日が増え、熱中症による救急搬送者数も増加傾向にあります。熱中症は、高温な環境下で、発汗による体温調節などがうまく働かなくなり、体内に熱がこもることによってさまざまな症状がみられる状態を指します。屋外だけでなく、室内で何もしないときでも発症し、場合によっては死亡することもあります。

### 熱中症の症状

めまい、立ちくらみ、生あくび、大量の発汗、筋肉痛、筋肉のこむら返りなどがあります。

### ◎症状がすすむと…

頭痛、嘔吐、倦怠感、判断力低下、集中力低下、虚脱感などがあります。



### 熱中症の予防行動

#### □暑さを避ける、身を守る

室内では、室温や外気温を確認し、暑さを感じなくてもエアコンや扇風機を使って温度調整するように心がけましょう。カーテンやすだれを使って日差しを遮るだけでも、室温の上昇を抑える効果があります。

屋外では、天気の良い日は日陰を選んで歩き、こまめに休憩をし、帽子や日傘を使うなど、直射日光を避ける工夫をしましょう。衣服は通気性の良い、吸湿性・速乾性のある素材を選び、熱がこもらないようにします。保冷剤や氷、冷たいタオルで体を冷やすことも有効です。

暑さの感じ方は、その日の体調にも影響されます。睡眠不足や食欲不振、発熱、下痢などの体調不良時は、不要不急の外出や運動は控えましょう。



#### □こまめに水分を補給する

のどが渇いたと感じる頃には、すでに体は水分不足になっています。外出時はもちろん室内でも定期的に水分をとる習慣をつけましょう。汗をたくさんかいたときは、塩分も適度に補うことが必要です。

#### □『熱中症警戒アラート』発表時には、外出をなるべく控える

熱中症警戒アラートは、環境省が、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境になると予想される日の前日夕方または当日早朝に都道府県ごとに発表しています。

熱中症警戒アラートが発表されている日には、外出を控える、エアコンを使用するなどの熱中症の予防行動を積極的にとりましょう。

配信サービスに登録すると、熱中症警戒アラートなどが発表された際に、いち早く情報を受け取ることができます。



▶環境省 熱中症予防情報サイト

### 熱中症が疑われる人を見かけたら 主な応急処置

#### □涼しい場所に移動する

エアコンが効いている室内や風通しの良い日陰など、涼しい場所へ避難させましょう。

#### □体を冷やす

衣服をゆるめ、体（特に首の周り、脇の下、足の付け根など）を冷やしましょう。

#### □水分などを補給する

水や経口補水液などを補給しましょう。ただし、経口補水液を一時に大量に飲むと、ナトリウムの過剰摂取になる可能性もあります。腎臓、心臓などの疾患の治療中で、医師に水分の摂取について指示されている場合は、指示に従ってください。

#### □救急要請

自力で水が飲めない、意識がない場合は、すぐに救急車を呼びましょう。



### 地域で支え合う熱中症対策

熱中症は、正しい知識と日頃の心掛けで防ぐことができます。特に高齢の人は、暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する体の調整機能も低下しているので、注意が必要です。子どもは体温の調整能力がまだ十分に発達していないので気を配る必要があります。また、障害のある人の中には、体温調整が難しい場合や、のどの渇きに気付かないこと、自力で水分が摂れないことがあります。地域の皆さん一人一人が予防を意識し、互いに声を掛け合いながら、安心して夏を過ごせるよう取り組んでいきましょう。





| 電話番号              |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 問い合わせ             | ☎277-1010 FAX276-3892 |
| 企画政策課             | 277-5998              |
| 総務課               | 277-1010              |
| 財政課               | 277-5996              |
| 税務課               | 277-1014              |
| 収税管理室             | 277-5700              |
| 町民課               |                       |
| 戸籍係               | 277-1011              |
| (マイナンバーカード)       | 277-1008              |
| 保険係・国民年金係         | 277-1012              |
| 生活環境課             | 277-1015              |
| 社会福祉課             | 277-1013              |
| 高年介護課             |                       |
| 介護保険係             | 276-6715              |
| 高年福祉係(地域包括支援センター) | 276-6639              |
| さわやか健康課           | 276-6630              |
| 産業経済課             | 277-5993              |
| まちづくり課            | 277-5992              |
| 上下水道事業所           |                       |
| 上水道               | 277-3241              |
| 下水道               | 277-5991              |
| 会計課               | 277-5990              |
| 議会事務局             | 277-5995              |
| 教育委員会管理課          | 277-1016              |
| 教育委員会こどもえがお課      | 277-1019              |
| 教育委員会社会教育課        | 277-1017              |

| 人口と世帯              |  |
|--------------------|--|
| 6月1日現在             |  |
| 人口 33,209人 (△24)   |  |
| 男 16,305人 (△27)    |  |
| 女 16,904人 (+3)     |  |
| 世帯数 14,499世帯 (+12) |  |
| ※( )内は前月比          |  |

| 納期          |
|-------------|
| 期限内に納めましょう。 |

- ◆納期限 7月31日金
- ◎税務課 固定資産税(2期)
  - ◎町民課 国民健康保険税(1期) 後期高齢者医療保険料(1期)
  - ◎高年介護課 介護保険料(1期)
- ※納付には便利で安心な口座振替をご利用ください。

### マイナンバーカード 休日申請・交付窓口のご案内

- 町民課  
平日に来庁できない人のために、マイナンバーカードの交付などの手続きを行います。
- 日時  
7月5・26日  
8時30分～11時30分
- 場所 町民課
- ※予約サイトまたは電話で予約の上、本人が窓口までお越しください。
- ※予約無しで来庁された場合、窓口の混雑状況により当日中に手続きができない場合があります。



▲マイナンバーカード予約サイト

### 国民年金保険料免除の申請

- 町民課  
所得が少ないなどの理由により保険料を納付することが困難な人には、申請により所得状況などを審査した上で、保険料が免除(全額、4分の3、半額、4分の1)、または猶予される制度があります。これ

らは原則として毎年度申請が必要です。

- 受付開始 7月1日金
- 免除期間 7月～令和9年6月
- 申請先 町民課または姫路年金事務所(姫路市北条1-250)
- 必要なもの  
基礎年金番号通知書、失業を理由とするときは雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証など
- 認知症本人と家族のつどい(オレンジ広場：脳活性活動)  
「オレンジ広場」は、ご自身や家族の認知症に不安を持つ人を対象に、認知症ケアの知識を有するスタッフと共に、脳を刺激する活動を通じて交流をしたり、日々の思いを語り合う集いの場で、集って、話して、学んで、気持ちを楽にしませんか。
- 日時  
7月22日金10時～11時30分
- 場所 南総合センター

●内容  
筆ペンを使用した書道や絵画などを実施

- 対象  
町内在住の認知症に不安を持つ人やその家族(先着10人)
- 申込先 高年介護課
- 申込期限 7月21日金

### 共生社会をつくる 認知症カフェ

- 町民課  
認知症カフェは、認知症や障害の有無、年齢や性別、職業などに関係なく、全ての人が水平に関わり合い、対話ができる場所です。どなたでもお気軽にお越しください。

- 日時  
7月10日金10時～11時30分
- 場所  
②おと(東保129-3)
- 内容  
ミニ講座「せん妄について」、くつろぎカフェなど
- 参加費  
200円(飲料・茶菓子代)

### たいし認知症セミナー 高年介護課

- 町民課  
認知症や介護、制度などについて少しずつ学んだり、情報交換をしたりします。どなたでも参加いただける場所(認知症カフェ)として開催します。
- 日時  
7月2日金10時～11時30分
- 場所 斑鳩公民館
- 内容  
本や資料での勉強会と楽しいカフェタイム
- 参加費  
200円(資料・茶菓子代)

### 介護予防講座(第4回)の 受講者募集

- 町民課  
高齢者が要介護状態になることを予防し、できるだけ自立した生活を送れるよう、介護予防講座を実施しています。第4回目の受講者を募集します。
- 日時  
7月23日金9時30分～11時

- 場所 斑鳩公民館
- 講師  
山本弘子(太子町社会福祉協議会作業療法士)
- 定員 20人(町内在住の65歳以上の人) ※先着順
- 参加費 無料
- 申込先  
太子町社会福祉協議会(電話または窓口)
- 申込開始 7月6日金

### 太子町長選挙投票日および 立候補予定者説明会

- 選挙管理委員会(総務課)  
任期満了(令和8年11月12日)に伴う太子町長選挙の投票の日程をお知らせします。
- 告示日 10月27日金
- 投票日 11月1日金
- 太子町長選挙立候補予定者説明会  
【太子町長選挙立候補予定者説明会】
- 日時 8月23日金10時～
- 場所 役場A101会議室
- ※必ず印鑑をご持参ください。出席者は立候補予定者1名につき3名以内とします。

### まちづくりの集いの開催

- 企画政策課  
まちづくりの集いは、町が事業を行うにあたり、皆さんからの声を聴き、その提案等をこれからの町の政策に繋げ活かすために開催するものです。

- 子ども連れでの参加も歓迎です。地域の未来と一緒に考えませんか。
- テーマ  
太子町の未来を考えよう！
- 日時・場所  
①7月28日金

- 【場所】役場行政棟3階ホール
- ②8月3日金
- 【場所】太子町商工会2階
- ③8月4日金
- 【場所】保健福祉会館1階103・104会議室
- ④8月5日金
- 【場所】体験学習施設



▲昨年の集いの様子



▲申込フォームはこちら

※中学生以下は保護者同伴でお願いします。

※参加者には記念品をお渡しします。

### 就学相談会(特別支援)

- 町民課  
特別な支援を受けて、小学校・特別支援学校への就学予定の幼児(4・5歳児)と就学中の児童(小学1～4年生)の保護者を対象に、適切な就学に向けた相談会を開催します。お気軽にご参加ください。
- 日時  
7月28日金  
13時30分～15時  
(受付は13時～)
- 場所  
役場行政棟3階ホール
- 申込方法  
管理課または各小学校・幼稚園・保育園所・認定こども園へ電話申込
- 申込期限  
7月22日金

### 進路相談会(特別支援)

- 町民課  
特別な支援を受けて、中学校・高等学校・特別支援学校へ進学予定の児童・生徒(小学5年生～中学3年生)の保護者を対象に、適切な進学に向けた相談会を開催します。お気軽にご参加ください。
- 日時  
8月4日金
- 【太子西中学校区】  
10時～11時30分  
(受付は9時30分～)
- 【太子東中学校区】  
13時30分～15時  
(受付は13時～)
- 場所  
役場行政棟3階ホール
- 申込方法  
管理課または各小学校・中学校へ電話申込
- 申込期限 7月28日金

### 公共施設に関するアンケート 調査を実施します

- 町民課  
公共施設を将来にわたり適切に維持・管理するとともに、集約化や複合化なども含めた最適なあり方を検討するため、町では公共施設等総合管理計画の見直しに取り組んでいます。

このたび、無作為に抽出した18歳以上の町民の皆さん2000人を対象にアンケート調査を実施します。ご意見は計画見直しの基礎資料として活用させていただきます。

アンケートが届いた方は、回答にご協力いただきますようお願いいたします。

### 「太子町生活応援商品券」の使用期限 が迫っています！！

●産業経済課

「太子町生活応援商品券」をまだお持ちの方は、町内の登録店で使用期間内に計画的にご使用ください。

○使用期限 7月31日金

商品券取扱店など、詳細は町ホームページをご覧ください。

※不在などによりまだ受け取っていない方は、産業経済課でお受け取りいただけます。



▲太子町生活応援商品券



▲町ホームページ

### NEWS

#### 公用車を売却します

●西はりま消防本部総務課

☎0791-76-7119

西はりま消防組合の公用車3台を一般競争入札により売却します。

●入札参加資格

西はりま消防組合構成市町(太子町、相生市、たつの市、宍粟市および佐用町)内に本店・支店を有する事業所もしくは住民票を有する個人

※詳細は右記の二次元コードからご覧ください。



▲入札情報





## ● ● ● 創継町民体育館 ☎ 277-4800 ・ 丸尾建築総合公園体育施設 ☎ 277-2296 ● ● ●

第 59 回町長杯レディースソフトバレーボール大会  
第 61 回メンズソフトバレーボール大会  
日時 7 月 19 日(日) 9 時～  
場所 創継町民体育館 アリーナ

第 41 回少林寺拳法大会  
日時 7 月 19 日(日) 9 時～  
場所 穴栗市山崎スポーツセンター

第 49 回スポーツ少年団大会  
日時 8 月 22 日(土)・23 日(日) 9 時～  
場所 丸尾建築総合公園 陸上競技場・町民グラウンド、創継町民体育館 アリーナ ほか

第 38 回ひまわりカップソフトテニス大会  
日時 8 月 26 日(土)・27 日(日) 9 時～  
場所 丸尾建築総合公園 テニスコート



## 「早朝テニス」を実施しています

丸尾建築総合公園テニスコートにおいて、熱中症対策として夏期限定で「早朝テニス」を実施しています。ぜひご使用ください。

実施期間 9 月 30 日(土)まで  
使用時間 朝 6 時～9 時（休場日・大会やイベント開催日を除く）

場 所 丸尾建築総合公園テニスコート  
(6 面 砂入り人工芝、全天候型)

使用料 ・町内在住の人：1 時間 600 円 / コート  
(高校生以下 300 円)  
・町外在住の人：1 時間 900 円 / コート  
(高校生以下 450 円)

※申請時に納付してください。

## 申込期間

使用日（2 日以上連続して使用する場合はその初日）の前月 1 日（休場日の場合は、その翌日）から使用日の前日（休場日を挟む場合はその前日）まで

## 注意事項

- ・施設予約システムでの予約は不可。
- ・連続使用は 3 日まで。
- ・使用は練習のみとし、大会などの使用は不可。
- ・鍵は、使用日の前日（休場日を挟む場合はその前日）までに丸尾建築総合公園陸上競技場事務所でお受け取りください。

## ● ● ● 丸尾建築あすかホール ● ● ●

※施設は休館中です

☎ 277-1017（社会教育課内）

こども劇場たいし三世代ライブ館 入場無料

「ハンドベルと歌とお話し」

日 時 7 月 5 日(日) 開演 10 時 30 分～

場 所 石海公民館 2 階ホール(保健福祉会館内)

出演者 セイ♡マンマ

ハンドベル・音楽紙芝居・ペープサート・鍵盤ハーモニカ二重奏・女性二重唱でディズニーストーリーをお届けします。

身近な楽器の演奏で楽しい時間をお過ごしください。



## ● ● ● 歴史資料館 ● ● ●

※施設は休館中です

☎ 277-5100

歴史講座 どなたでも聴講できます

「鶏への信仰と神事」

日 時 8 月 8 日(土) 13 時 30 分～

場 所 南総合センター

※駐車台数が限られていますので、乗り合わせや自転車などでの来場をお願いします。

講 師 藤原 喜美子さん（流通科学大学教授）



## NEWS

## サマージャンボ宝くじ

問(公財) 兵庫県市町村振興協会

☎ 078-954-6020

宝くじの収益金は、各都道府県の販売実績などに応じ、その地域のまちづくりのために配分・活用されます。

宝くじを買う際は、県内の売り場またはインターネットでお買い求めください。

●販売期間 6 月 30 日(土)～7 月 31 日(金)

●抽選日 8 月 12 日(土)



宝くじ  
公式サイト

## 消費生活ワンポイント

## 光回線の電話勧誘トラブル

問生活環境課

## 【事例】

現在契約している大手通信事業者を名乗って電話があった。「古い回線が使えなくなる。工事代無料で今までと同等の利用料金で光回線に変更できる」という内容で、負担がないのならよいと思い了承した。数日後、申込書が送付されてきたが、送付元は契約している大手通信事業者ではなく、全く聞いたことのない別会社だった。室内工事費として約 3 万円の記載があり、キャッシュバックキャンペーンの案内があった。その後別の名称の工事業者から「室内工事日が決まった」と連絡があった。契約先や契約内容がはっきりしないので解約したい。

## 【アドバイス】

光回線の電話勧誘トラブルに関する相談が寄せられています。勧誘された場合は、必ず事業者名やサービス名を確認し、連絡先を聞いておきましょう。かかってきた電話番号にそのまま折り返しても発信専用で繋がらないことがあります。光回線サービスの電話勧誘の場合、事業者は原則、契約前に書面を交付し、料金や提供の条件を説明する義務があります。事業者に書面の提出を求め、改めて電話で書面の説明を受けたうえで必要な契約が判断しましょう。毎月の支払額やオプションの有無、解約金等についてもよく確認しましょう。実質無料などの特典がある場合は条件をよく確認しましょう。必要がなかったり、説明を受けても内訳が分からなかったりする場合はきっぱり断りましょう。何か困ったことがありましたら、太子町消費生活センター（☎ 277-1015）までご相談ください。

## 暮らしの 暮ら 情報館

## 春の叙勲

～おめでとうございます～

瑞宝単光章（消防功労）



栗名 一博さん  
(東南)

瑞宝単光章（地方自治功労）



森田 隆利さん  
(立岡)

西はりま消防組合の消防士として長年にわたり、火災・救急・救助などの現場活動に従事されるとともに、たつの消防署では副署長や消防指令長などの要職を歴任されました。現場活動と組織運営の両面から、地域消防力の向上に尽力されました。

兵庫県職員として 40 年の長きにわたり勤務され、「安全・安心・確実」をモットーに、県政の円滑な運営に尽力されました。在職中には、皇族の方が来県された際の重要な公務に 2 度携わるなど、強い責任感をもって職務を果たされました。

## 相談・窓口・教室

無料法律相談【要予約】

7 月 8 日(土)

13 時 30 分～16 時 30 分

場所・担当 企画政策課

人権・行政相談

7 月 16 日(土) 13 時 30 分～15 時

場所・担当 企画政策課

日本語教室(外国人対象)【要申込】

7 月 11 日・25 日(土)

13 時 30 分～15 時 30 分

7 月 5 日・12 日(日)

10 時～12 時

場所 地域交流館スペース 1

担当 企画政策課

消費生活相談【電話相談可】

毎週月・水・木・金曜日

9 時 30 分～16 時

場所・担当 生活環境課

もの忘れ相談【要予約】

7 月 28 日(土) 13 時～16 時

場所 役場 A102 会議室

担当 高年介護課

## オレンジ広場(お話し)

7 月 16 日(土) 10 時～11 時 30 分

場所 南総合センター

担当 高年介護課

たいし子悩み相談【要予約】

開庁日 8 時 30 分～17 時 15 分

場所・担当 管理課

※予約受付は随時

心配ごと相談

7 月 10 日・24 日(土)

13 時 30 分～16 時

場所 保健福祉会館相談室 2

担当 社会福祉協議会

心の不安相談

7 月 21 日(土)

9 時 30 分～11 時 30 分

場所 保健福祉会館相談室 2

担当 社会福祉協議会

身体障がい者(児)相談

7 月 15 日(土)

9 時 30 分～11 時 30 分

場所 保健福祉会館相談室 2

担当 社会福祉協議会

## 知的障がい者(児)相談

7 月 16 日(土)

9 時 30 分～11 時 30 分

場所 保健福祉会館相談室 2

担当 社会福祉協議会

おめでとうございます

第 43 回全日本武術太極拳選手権大会出場

原田美江子さん(糸井北)

第 50 回全国高等学校総合文化祭

小倉百人一首かるた部門出場

不動綾香さん(龍野高校)

太子西中出身

全農杯 2026 年全国日本卓球選手権大会(ホープス・カブ・バニの部) 出場

榮次希々花さん(斑鳩小学校)

榮次柚希さん(斑鳩小学校)



## 社会教育・生涯教育

### 南総合センター ☎ 277-1102

人間の生き方講座 **【手話通訳あり・どなたでも聴講できます】**

「校閲という視点を暮らしに生かそう」

日 時 7月2日(金) 9時30分～

場 所 南総合センター

講 師 小国 美弥子さん  
(読売新聞大阪本社「新聞のちから」委員会)

### 石海公民館 ☎ 277-4511

歴史体験講座『はにわを作ろう』 **【要申込】**

日 時 7月18日(土) 10時～11時30分

場 所 石海公民館

対 象 小学生以上(3年生以下は保護者同伴)

定 員 20人(先着順)

参加費 300円(材料費)

持ち物 タオル

服 装 汚れてもいい服

講 師 歴史資料館 学芸員

申込期間 6月30日(金)～7月12日(日)



### 太田公民館 ☎ 277-4811

人形劇(どんぐり劇場) **【要申込】**

日 時 8月8日(土) 10時30分～11時30分  
(開場10時15分)

場 所 太田公民館 2階和室

対 象 町内在住、在勤の人

定 員 40人程度(先着順)

参加費 無料

出 演 どんぐり劇場

申込期間 7月4日(土)～(窓口または電話申込)

※原則、1グループ4人以内

中学生から大人までが楽しめる  
生涯学習体験講座を開催します **【要申込】**

| 講座              | 日時                                       | 講師                    | 参加費            |
|-----------------|------------------------------------------|-----------------------|----------------|
| 手編み<br>体験教室     | 8月5日・19日(土)<br>9時30分～11時30分<br>1日だけの参加も可 | 太田公民館<br>手編み教室        | 300円<br>(材料代)  |
| コパークラフト<br>体験教室 | 8月6日(日)<br>13時30分～16時                    | 太子町文化協会<br>コパークラフト    | 700円<br>(材料代)  |
| 鉛筆画<br>体験教室     | 8月4日・18日(土)<br>13時30分～16時<br>1日だけの参加も可   | 太田公民館<br>鉛筆画教室        | 300円<br>(鉛筆代等) |
| パッチワーク<br>体験教室  | 8月25日(土)<br>9時30分～11時30分                 | 太田公民館<br>パッチワーク<br>教室 | 500円<br>(材料代)  |

場 所 太田公民館 1階会議室

対 象 町内在住、在勤、在学の中学生以上の人

定 員 各講座5人程度(先着順)

申込期間 7月4日(土)～(窓口または電話申込)

### 公民館ひろば

太田公民館編

太田公民館では、この春にさまざまな体験講座を開催し、子どもから高齢者まで多くの人を楽しんでいただきました。3月17日(土)は宮中真智子さんによるお菓子クッキング「いちご大福、バニラスフレ ほか」、3月29日(土)はお手軽クッキング「中華おこわ、揚げ団子 ほか」を行いました。4月19日(土)は石海そば打ち同好会によるそば打ち体験教室が行われ、参加者は力強くそばを打たれていました。5月30日(土)は太子町文化協会華道部によるいけばな体験教室を開催し、6月6日(日)の「いけばなの日」に向けて作品を生けられていました。



斑鳩公民館 ☎ 277-4550

太田公民館 ☎ 277-4811

石海公民館 ☎ 277-4511

龍田公民館 ☎ 276-0044

### 空き家相続

なにかから始めればいいのかわからない方

**無料相談実施中!**

『空き家をどうする?』  
オリジナル冊子 プレゼント

美松ホーム株式会社 ☎079-277-3366

太子町の10ギガ  
インターネットは  
**WINK光!**

WINK 姫路ケーブルテレビ  
姫路市豊沢町135番地 姫路大同生命ビル  
キャンペーン  
実施中! ☎0120-129-130

### 広告募集中

- 広報たいし
- 太子町ホームページ

詳細は、企画政策課(☎277-5998)に  
お問い合わせください。

## 図書館 ☎ 277-1580

### 夏といえばやっぱり海



神秘的で美しい海の生きもの図鑑 茂野 優太 ● ナツメ社

クジラ 海の巨人 ブライアン・スケリー ● 日経 BP マーケティング

シーラカンスに会いに行く 高野 真吾 ● ポプラ社

サカナ戦争 濱田 武士 ● 家の光協会

海のふた よしもと ばなな ● 中央公論新社

カフーを待ちわびて 原田 マハ ● 宝島社

虹の岬の喫茶店 森沢 明夫 ● 埼玉福祉会

地球変動の犯人を追って、科学者、海にもぐる! 佐野 貴司 ● 河出書房新社

海底11,000メートルのたんけん カタブト ● パイインターナショナル

海でつばさを手に入れる 中村 玄 ● 理論社

### 7月の移動図書館(いずれも木曜日です)

|     |                          |                           |                                    |                           |                                       |
|-----|--------------------------|---------------------------|------------------------------------|---------------------------|---------------------------------------|
| 9日  |                          |                           | 福地(三反長)<br>地域内<br>14:30～14:50      | 米田<br>公会堂<br>15:00～15:20  | 竹広南<br>公民館<br>15:30～15:50             |
| 16日 |                          |                           | 原池団地<br>公民館<br>15:00～15:20         | 山田<br>掲示板前<br>15:30～15:50 | 原<br>太田東地区農村<br>交流センター<br>16:00～16:20 |
| 23日 | 広坂<br>公民館<br>10:30～10:50 | 上太田<br>公民館<br>11:00～11:20 | 太子<br>ニュータウン<br>公民館<br>14:40～15:00 | 吉福<br>公民館<br>15:10～15:30  | 塚森<br>地域内<br>15:40～16:00              |

**7月の開館日** ×印は休館  
開館時間: 10時～18時(金曜日は20時まで開館)

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    |    |    | 1  | 2  | 3  | 4  |
| 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |

22日(土)は祝日の振替のため休館。

31日(金)は館内整理のため休館。

## 子育て支援センター『ひまはぴ』 ☎ 277-3880 ☎ 080-8501-1146

よちよちみずあそび

日 時 8月6日・20日・27日(日)  
各日① 10時～10時30分  
② 10時45分～11時15分

場 所 子育て支援センター「ひまはぴ」

内 容 水の中には入らずに水遊びをします

対 象 町内在住のひとり歩きができる3歳児以下

定 員 各日5組(先着順)

持ち物 体拭きタオル、帽子、着替え、飲み物、

ビーチサンダル(保護者用)

申込期間 7月3日(土)9時30分～(電話申込)

まちの子育てひろば「にこにこ」

日 時 7月16日(日) 10時30分～11時30分

場 所 子育て支援センター「ひまはぴ」

内 容 水の中には入らずに水遊びをします

対 象 町内在住の未就学児とその保護者

定 員 10組(先着順)

持ち物 体拭きタオル、帽子、着替え、飲み物、

ビーチサンダル(保護者用)

申込期間 7月3日(土)9時30分～(電話申込)

※まちの子育てひろば開催日の午前中は、センターの一般開放はありません。

町政・防災情報を手軽に受信

太子町公式 LINE の友だち登録をお願いします

問い合わせ

企画政策課 ☎ 277-5998

町では、イベント情報や行政情報などを、より早く・確実にお届けするため、町公式 LINE を運用しています。

また、令和8年度中には、防災行政無線の機器更新に合わせて、無線で放送する災害情報をLINEでも同時に受け取れる機能の導入を予定しています。(開始時には改めてお知らせします。)

いざという時の大切な情報を見逃さないために、この機会にぜひ、太子町公式 LINE への友だち登録をお願いします。



▲友だち登録はこちら





休

耕田から広がる恵み

5月中旬

山椒の収穫

今年も山椒の収穫が行われました。本町では平成26年から、休耕田を活用した山椒の栽培が始まり、令和8年5月1日時点では栽培面積が約4ha以上、栽培本数として3,250本の山椒が植栽されています。新しい産地である太子町の山椒は、木が若いことから、実が大きく柔らかいのが特徴です。収穫された山椒は県内外の食品会社等へ出荷され、一部の町内の飲食店でも提供される予定です。ぜひご賞味ください。

会

場一体のステージ

5月24日(日)

たいしウインドアンサンブル初夏コンサート

4月にリニューアルオープンした石海公民館ホールで、「たいしウインドアンサンブル初夏コンサート」を開催しました。会場には多くの来場者が訪れ、「365歩のマーチ」や「いい日旅立ち」など昭和の名曲全8曲が披露されました。中でも「YOUNG MAN(Y.M.C.A)」では観客も振り付けに参加し、会場が一体に。音楽に包まれた初夏の休日を楽しむ一日となりました。



交

通ルールの再確認

5月28日(木)

シルバー・ドライバーズ・スクール+B

たつの警察署主催による太子町居住の高齢者を対象とした講習が、龍野自動車学院で開催されました。教習所施設をご提供いただきドライビングシミュレーターなどを使用しながら、交通ルールの確認や自身の身体・認知機能の変化を認識する機会となりました。また、本町が「令和8年度自転車交通安全対策重点推進地域」に指定されているため、白バイ乗務員による参加・体験・実践型の交通安全教室も受講されました。



防

災の広がりをもドローンで実感

6月3日(水)

ドローンを活用した防災教育(龍田小学校)



全校児童を対象に行われたこの授業では、町内でドローンによる写真・映像の撮影などを手がける株式会社福翔の皆さんを講師に迎え、救援物資の運搬や行方不明者の捜索など、災害時におけるドローンの役割について説明を受け、理解を深めました。ドローン操縦の実演も行われ、楽しみながら防災への意識を高める機会となりました。

隅

々までピカピカに

6月5日(金)

プール掃除(斑鳩小学校)



斑鳩小学校でプール掃除が行われました。プール開きに向け、5・6年生の児童がブラシを手に、プールの隅々まで丁寧に磨き上げました。1時間半の掃除で見違えるほどきれいになり、児童たちは達成感とともに、水泳授業を楽しみにしている様子でした。今年も、みんなが気持ちよく泳げる準備ができました。